

(書 式 1 - 1 - 2 - 5)

取 締 役 会 が 譲 渡 を 承 認 し な い 旨 の 通 知 書

通 知 書

前 略 貴 殿 の 当 社 に 対 す る 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月
○ ○ 日 付 株 式 譲 渡 承 認 請 求 書 に か か る 、 当 社
の 下 記 一 記 載 の 株 式 を 、 下 記 二 記 載 の 者 に 譲
渡 す る 旨 の 株 式 譲 渡 承 認 請 求 に 対 し 、 当 社 取
締 役 会 は 貴 殿 の 請 求 を 承 認 致 し ま せ ん の で 、
本 書 を も っ て 、 そ の 旨 通 知 致 し ま す 。

Asahi Chuo

記

一 譲 渡 す る 株 式 の 種 類 及 び 数

普 通 株 式 ○ , ○ ○ ○ , ○ ○ ○ 株

二 譲 渡 す る 相 手 方

(本 店 所 在 地)

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番 地

(商 号)

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

草 々

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

(通 知 人)

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 番 〇 号

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇 〇 番 地

〇 〇 〇 〇 殿



解説

全部又は一部の株式につき、譲渡による当該株式の取得に会社の承認を要する旨の定めを定款に設けている会社において、株主が会社に対して株式譲渡の承認を請求し、承認しない場合には株式の買取を求めるという株主の投下資本回収の手段が規定されている（会社法第2条第17号、第107条第1項第1号、第108条第1項第4号、第136条以下）。

譲渡承認機関は取締役会設置会社では取締役会、取締役会を設置しない会社では株主総会となる（同法第139条1項）。

承認請求があった場合には、会社は、譲渡を承認するか否かの決定内容を、譲渡等承認請求者に通知しなければならない（同法第139条第2項）。会社が承認請求の日から2週間以内にこの通知をしない場合、会社は譲渡を承認したものとみなされる（同法第145条）。

本件は、会社が株式の譲渡を承認しない場合の文例である。この通知に対し、譲渡承認請求者から株式買取の請求がなされた場合、会社は、自ら当該株式を買い取るか（同法第140条1項）、買取人を指定しなければならない（同条第4項）。